

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

63	鈴木町駅前南地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された鈴木町駅前南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----	----------------	---

別表第 2 に次のように加える。

63 鈴木町駅前南地区整備計画区域

A 地 区 の 区 域	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。
		(1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (5) 工場（食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (6) 自動車教習所

		<p>(7) 畜舎で床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000 平方メートル以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。
B 地区の区域	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 工場（食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎で床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000 平方メートル以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。
C 地区の区域	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎で床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、500 平方メートル以上でなければならない。

壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。
----------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

鈴木町駅前南地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。